

# 阿久比町耐震改修促進計画 改定版



令和3年3月

愛知県知多郡阿久比町

# 目 次

---

第 1 章	はじめに	1
1-1	計画の背景・目的	1
1-2	計画の位置づけ	3
1-3	本町における地震被害の想定	4
第 2 章	計画の基本的事項	8
2-1	対象となる区域、計画期間、対象建築物	9
2-2	建築物の耐震化の現状と目標	14
第 3 章	耐震化及び減災化促進の基本的な方策	25
3-1	耐震化及び減災化に向けた役割分担	25
3-2	促進体制	26
3-3	重点的に耐震化を進める区域の設定	27
3-4	減災化の促進と関連する安全対策	28
第 4 章	住宅の耐震化促進	31
4-1	耐震化の普及・啓発	31
4-2	耐震化促進のための支援制度	32
4-3	低コスト耐震化工法の普及	35
4-4	地域における耐震化の取り組みの促進	36
4-5	公的機関による改修促進支援	36
4-6	住宅の改修時の仮住居の提供	36
第 5 章	建築物の耐震化促進	37
5-1	建築物の耐震化促進	37
5-2	特定既存耐震不適格建築物等の耐震化促進のための支援制度	38
第 6 章	計画の達成に向けて	40

# 第1章 はじめに

## 🏠 1-1 計画の背景・目的

平成7年（1995年）兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）では6,434人の尊い命が奪われました。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。



阪神・淡路大震災による住宅の倒壊（神戸市 HP より）

このような大規模地震の発生が危惧されるなか、地震による死者や経済被害を減らす対策としては、住宅や建築物を耐震化し、倒壊等の被害を防止することが必要です。そのため、これらの耐震性を的確に把握し、必要に応じて耐震改修等を行い、耐震化を進めることが重要となります。

近年、平成16年（2004年）10月の新潟県中越地震、平成17年（2005年）3月の福岡県西方沖地震、平成20年（2008年）6月の岩手・宮城内陸地震、平成28年（2016年）4月の熊本地震、平成30年（2018年）9月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しています。特に平成23年（2011年）3月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、甚大な被害をもたらしており、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるという認識が広がっています。

このように大規模地震の発生が危惧される中、速やかな地震防災対策の推進が望まれますが、地震による死者や経済被害を減らす対策としては、住宅や建築物を耐震化し、倒壊等の被害を防止することが重要です。そして、住宅や建築物の倒壊を防ぐためには、耐震性を的確に把握し、必要に応じて耐震改修等を行い、耐震化を進めることが重要です。

このような背景のもと、計画的な耐震化の推進・建築物に対する指導の強化・耐震化に係る支援措置の拡充を行い、建築物の耐震改修を緊急に促進するため、平成17年（2005年）11月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「法」という。）が改正され、市町村において計画的な耐震化を進めるため「耐震改修促進計画」を策定することとなり、本町においても、平成19年度（2007年度）に「阿久比町耐震改修促進計画」（以下「本計画」という。）を策定し、愛知県（以下「県」という。）と協力しながら住宅の無料耐震診断や耐震改修費助成を行ってきました。また、平成27年度（2015年度）には現行計画を作成するとともに、平成30年（2018年）6月に発生した大阪北部地震ではブロック塀倒壊により死傷者が発生したことから、平成30年（2018年）10月にブロック塀の撤去費用についての助成制度を創設しました。

中央防災会議では、東日本大震災の教訓を踏まえ、東海・東南海・南海地震が同時に発生する場合の三連動地震の被害想定を見直すなど、大規模地震の発生に備えた広域的防災対策の検討がなさ

れてきました。また、国土交通省中部地方整備局でも、宮崎県沖の日向灘、海溝「南海トラフ」沿いの海溝軸を震源域に加えた五連動地震の想定を検討するなど、東海・東南海地震を上回る規模の連動地震の想定が関係機関で進められています。

特に、東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都圏直下型地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されています。本町も東海地震に係る「地震防災対策強化地域」及び「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されており、大規模地震の危険性が高い地域となっています。

本計画は、平成27年度（2015年度）の本計画改定版が目標年度を迎えたことから、改めて耐震化の進捗状況の確認を行うとともに、法及び国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）及び愛知県建築物耐震改修促進計画（以下「県計画」という。）の改定を踏まえ、県計画との整合を図りながら計画内容を検証し、本町の耐震化・減災化の指針として改定を行うこととしました。



大阪北部地震によるブロック塀の倒壊（大阪府 HP より）

## 🏠 1-2 計画の位置づけ

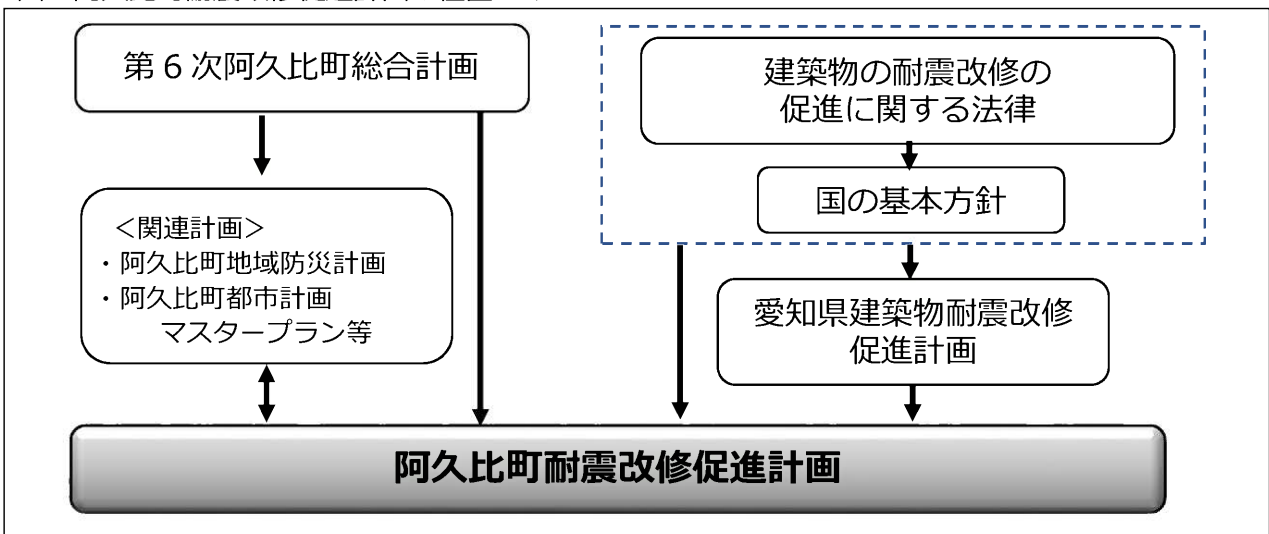
本計画は、国の基本方針及び県計画に基づく計画です。また、町の上位計画である「第6次阿久比町総合計画」に即するとともに、「阿久比町地域防災計画」や「阿久比町都市計画マスタープラン」などの町の関連計画との整合性を図りながら、本町における住宅・建築物の耐震診断や耐震改修を促進するための計画として策定するものです。

2015年9月の国連サミットでは、2030年に向けて、17のゴール（目標）と169のターゲット（取組）からなる国際社会全体の開発目標、「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。令和元年（2019年）に、県が「SDGs 未来都市」に内閣府から選定され、本町においてもSDGsの目標達成に寄与する取り組みが求められており、第6次阿久比町総合計画では、まちづくりの基本目標（6つの施策の柱）に関連するSDGsの目標を掲載しています。

SDGsの17の目標の中には、「3 健康な生活の確保」、「9 強靱（レジリエント）なインフラ構築」、「11 持続可能な都市」、「17 パートナーシップの活性化」が掲げられており、都市の強靱化や多様な人々の生活の質を向上させる取り組みに大きな期待が寄せられています。

SDGsの基本的な考え方である「環境、経済、社会の統合的アプローチ」を踏まえ、住宅・建築物の耐震化の取り組みを進めることは、SDGsが目指す社会的課題の解決につながるものとなります。

図－阿久比町耐震改修促進計画の位置づけ



※ 以下、平成20年（2008年）3月策定の計画を「当初計画」、平成28年（2016年）3月策定の計画を「前回改定」、今回の改定する計画を「今回改定」という。

図－持続可能な開発目標 SDGs



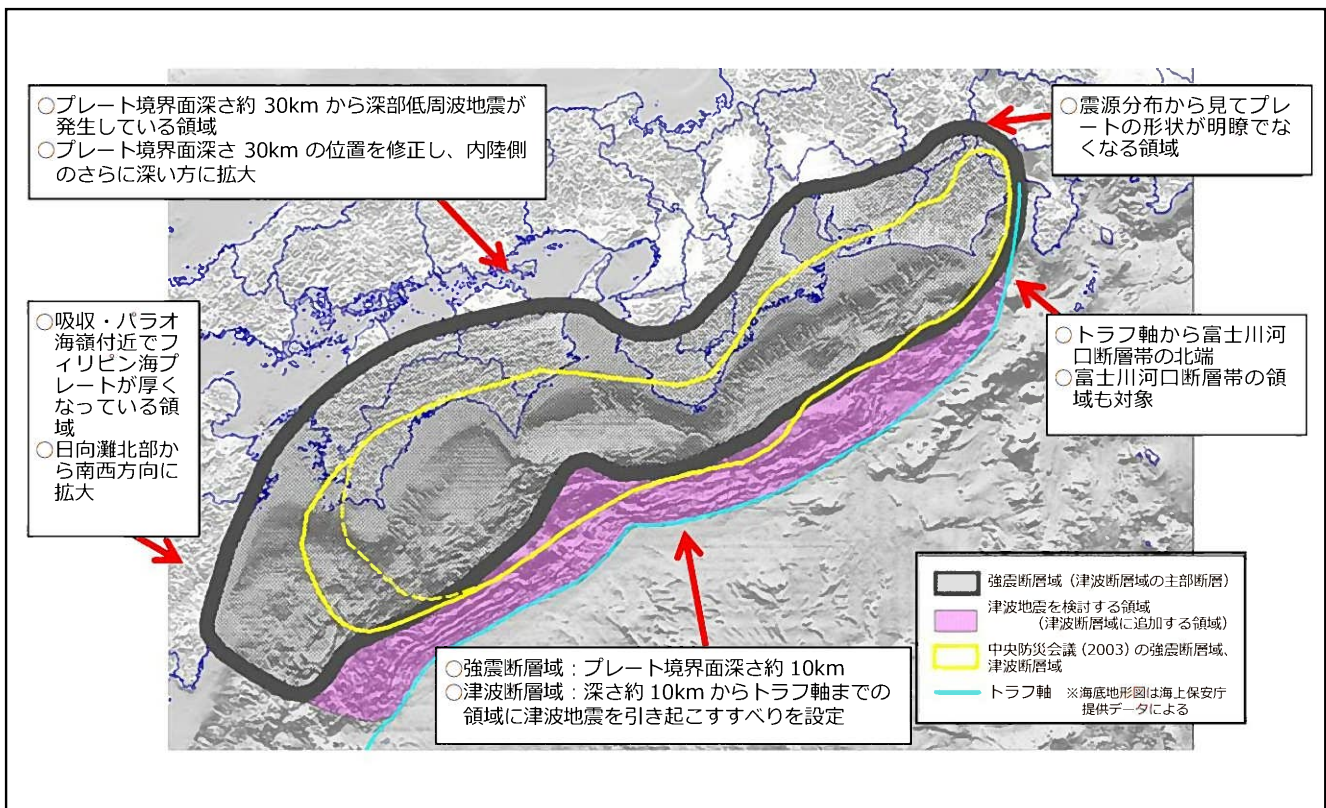
## 🏠 1-3 本町における地震被害の想定

### ◆ 1 「南海トラフ巨大地震」

新潟県中越地震（平成16年（2004年）10月発生）、福岡県西方沖地震（平成17年（2005年）3月発生）、能登半島地震（平成19年（2007年）3月発生）、新潟県中越沖地震（平成19年（2007年）7月発生）、そして東北地方太平洋沖地震（平成23年（2011年）3月発生）、さらには、熊本地震（平成28年（2016年）4月）、大阪北部地震（平成30年（2018年）6月）、北海道胆振東部地震（平成30年（2018年）9月）など、近年、大規模地震が頻発しており、我が国において、大規模地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。

県でも、「東海・東南海・南海三連動地震」に加え、東北地方太平洋沖地震を超える最大クラスの巨大地震・津波をもたらす「南海トラフ巨大地震」の切迫性が指摘されており、その発生確率や被害規模から、対策を講ずべき対象として位置づけられています。

図－南海トラフ巨大地震の想定震源断層域



出典：南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）【別添資料1】 平成 25 年（2013 年）5 月中央防災会議を一部加工

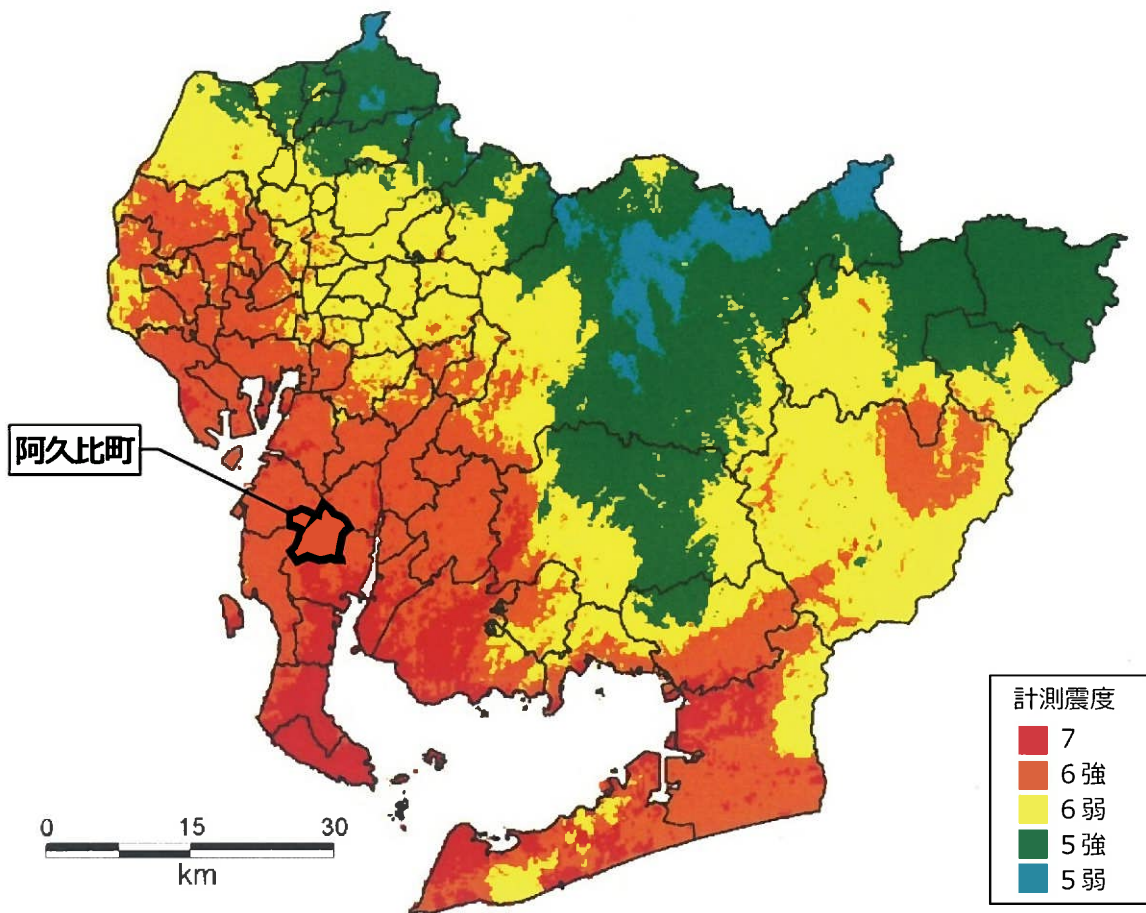
### ◆ 2 愛知県防災会議による被害想定

県では、内閣府の被害想定に基づき市町村別の被害の試算（平成26年（2014年）5月公表）を行っています。その想定結果では、南海トラフで発生する地震・津波には多様性があり、予測困難なものがあるとしたうえで、南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうちで過去に実際に発

生じた規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震）を参考に想定した「過去地震最大モデル」と、南海トラフで発生する恐れのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定した「理論上最大想定モデル」の2つのモデルで被害を想定しています。「過去地震最大モデル」は、地震・津波対策を進めるうえで軸となる想定とし、「理論上最大想定モデル」は、主として「命を守る」という観点で補足的に参照するものと位置づけられています。

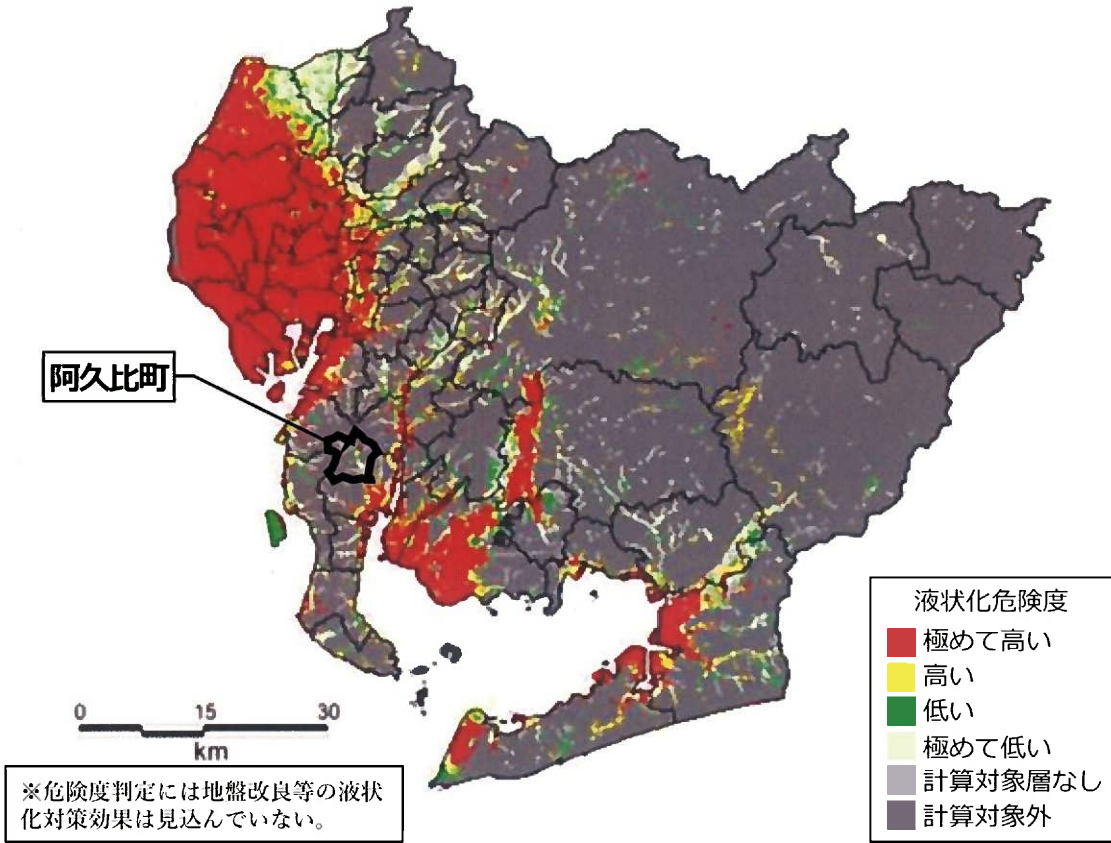
本町においては、「理論上最大想定モデル」による想定で町域の大半が震度6強ですが、一部では震度7の揺れになることが想定されています。また、町域の大部分が「液状化の可能性が極めて低い」と想定されていますが、町域中部、南部の一部に「液状化の可能性が極めて高い」ゾーンが見られます。

図－震度分布 「理論上最大モデル」による想定（陸側ケース）



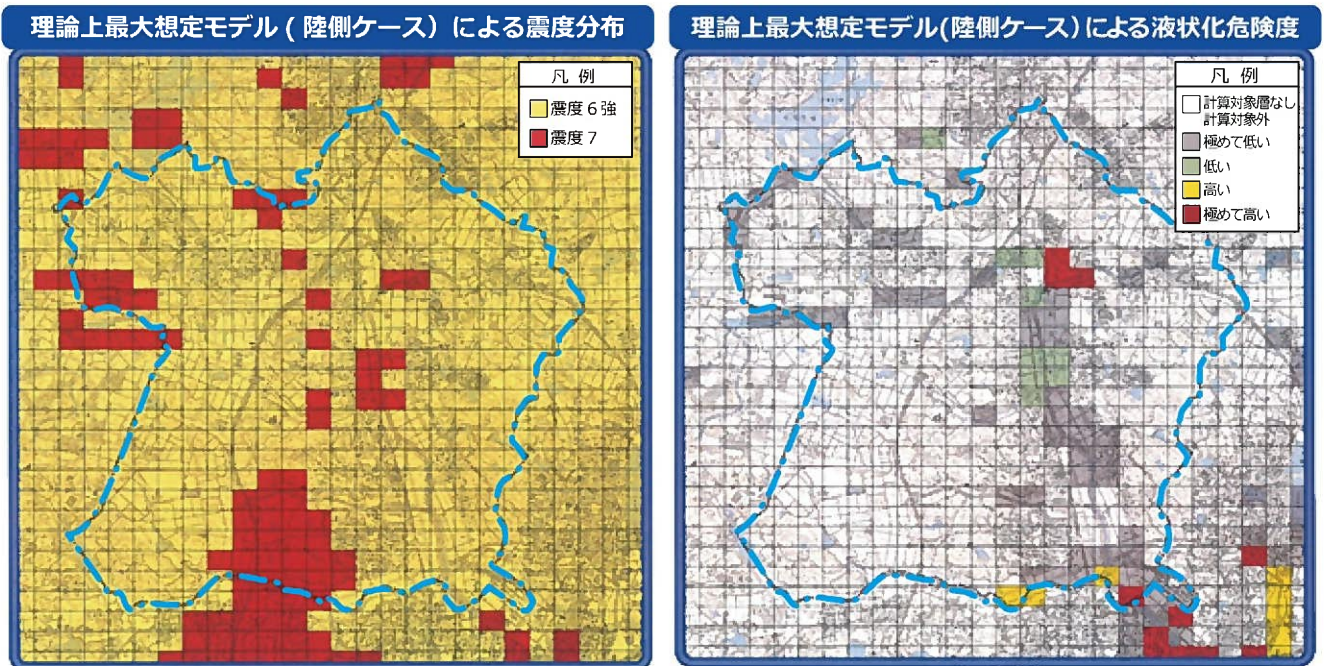
出典：「平成 23 年度～平成 25 年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」  
平成 26 年（2014 年）5 月愛知県防災会議地震部会資料

図－液状化危険度分布 「理論上最大モデル」による想定（陸側ケース）



出典：「平成 23 年度～平成 25 年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」  
平成 26 年（2014 年）5 月愛知県防災会議地震部会資料

図－阿久比町防災マップ（一部抜粋）



出典：「平成 23 年度～平成 25 年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」  
平成 26 年（2014 年）5 月愛知県防災会議地震部会資料



表－人的被害想定（死者数）

	建物倒壊等	浸水・津波			火災	合計 <sup>※3</sup>
			(うち自力 脱出困難)	(うち逃げ 遅れ)		
理論上最大想定モデル <sup>※1</sup>	約100人	*	*	*	約20人	約200人
過去地震最大モデル <sup>※2</sup>	約10人	*	*	*	*	約10人

\*被害わずか（5未満）

表－建物被害想定（全壊・焼失棟数）

	揺れ	液状化	浸水・津波	急傾斜地 崩壊等	火災	合計 <sup>※3</sup>
理論上最大想定モデル <sup>※1</sup>	約2,600棟	*	*	約10棟	約600棟	約3,100棟
過去地震最大モデル <sup>※2</sup>	約300棟	*	*	約10棟	約80棟	約300棟

\*被害わずか（5未満）

※1 理論上最大想定モデル：南海トラフで発生する恐れのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定したもの

※2 過去地震最大モデル：南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震）を重ね合わせたもの

※3 下の①～④にしたがって端数処理を行ったため、合計が各項目の和に一致しない場合がある。

- ① 5未満→「\*」
- ② 5以上100未満→「一の位を四捨五入」
- ③ 100以上1万未満→「十の位を四捨五入」
- ④ 1万以上→「百の位を四捨五入」

出典：「平成23年度～平成25年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」  
平成26年（2014年）5月愛知県防災会議地震部会資料

## 第2章 計画の基本的事項

本計画は、建築物の耐震化の実施に関する目標を定め、耐震化に取り組むことにより、本町における、地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を低減するために策定します。

当初、国の基本方針（平成18年（2006年）1月25日国土交通省告示。最終改正平成30年（2018年）12月21日）は、東海地震、東南海・南海地震における死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるため、住宅の耐震化率を平成25年（2013年）の82%から、令和2年（2020年）までに少なくとも95%にすることを目標とするとともに、令和7年（2025年）までに耐震化が不十分な住宅を解消することを目標としてきました。また多数の者が利用する建築物の耐震化率については、約3万棟の耐震診断の実施を目標としてきました。

その後、令和2年（2020年）5月の「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会とりまとめ」（以下「耐震化率のあり方研究会」という。）において、平成30年（2018年）の住宅の耐震化率は約87%であり、これまでの目標が達成困難であることを踏まえ、住宅の耐震化率の目標について「現在設定されている目標を、5年間スライドさせて設定（令和7年（2025年）95%、令和12年（2030年）耐震性を有しない住宅の概ね解消）する」ことが提言されました。

また、県でも「愛知県耐震改修促進計画2020」において、令和2年度（2020年度）までに住宅の耐震化率を95%にすることを目標としてきましたが、令和2年度（2020年度）に見直しを行い、「耐震化率のあり方研究会」の提言による新たな目標を踏まえ、本県の住宅の耐震化について、令和12年度（2030年度）までの目標を設定するとともに、中間目標として令和7年度（2025年度）までの目標を設定するとしています。

参考：新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～(平成22年（2010年）6月18日)閣議決定

（住宅・建築物の耐震改修の促進）

現在、我が国の既存住宅ストック約4,950万戸のうち、約21%に当たる1,050万戸が耐震性不十分と言われている。2036年までに70%の確率で首都直下地震が起こると言われており、阪神・淡路大震災の被害を考えれば、尊い人命が住宅等の全壊・半壊による危機にさらされているのが現状である。

このため、住宅等の耐震化を徹底することにより、2020年までに耐震性が不十分な住宅の割合を5%以下に下げ、安全・安心な住宅ストックの形成を図る。

出典：新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～ 首相官邸ホームページ

■「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正の概要

(平成7年(1995年)12月25日施行、平成31年(2019年)1月1日改正政令施行)

建築物の耐震化の促進のための規制措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>●耐震診断及び耐震改修の努力義務の対象となる建築物の範囲を拡大(全ての既存耐震不適格建築物が対象)</li> <li>●耐震診断の義務化と結果の公表                     <ul style="list-style-type: none"> <li>①要緊急安全確認大規模建築物                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・不特定多数の者が利用する大規模建築物や避難弱者が利用する大規模建築物、一定量以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵場・処理場</li> </ul> </li> <li>②要安全確認計画記載建築物(耐震改修促進計画に位置付け)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・県または町が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物</li> <li>・建物に附属する組積造の塀(長さ25m以上のもの)を追加</li> <li>・県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
建築物の耐震化の円滑な促進のための措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>●耐震改修促進計画の認定の特例</li> <li>●区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定</li> <li>●建築物の耐震性に係る表示制度(任意)</li> </ul>

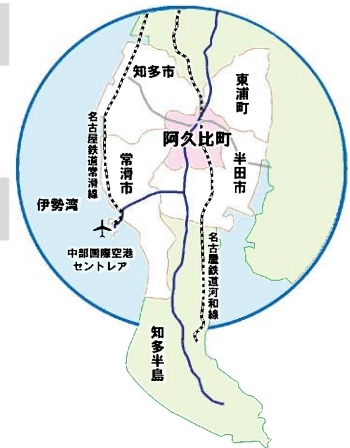
## 🏠 2-1 対象となる区域、計画期間、対象建築物

### ◆ 1 対象区域

本計画の対象区域は、本町全域とします。

### ◆ 2 計画期間

本計画の計画期間は令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間とします。なお、5年後(令和7年度(2025年度)時点)に、必要に応じた見直しを行う方針とします。



### ◆ 3 対象建築物

本計画では、全ての建築物を対象とし、とりわけ、昭和56年(1981年)5月31日以前に着工した住宅及び耐震性のない建築物<sup>※1</sup>で、特定既存耐震不適格建築物<sup>※2</sup>、並びに耐震診断義務付け対象建築物<sup>※3</sup>を対象に耐震化を図っていきます。

また、本計画期間中に耐震化することが困難な住宅・建築物に対する減災化を促進していきます。

※1 耐震性のない建築物とは、昭和56年(1981年)5月31日以前に着工された耐震不明建築物及び耐震診断の結果、耐震性がないことが明らかな建築物をいう。

※2 特定既存耐震不適格建築物等とは、特定既存耐震不適格建築物と要安全確認計画記載建築物をいう。

※3 耐震診断義務付け対象建築物とは、要緊急安全確認大規模建築物と要安全確認計画記載建築物を指す。

○要緊急安全確認大規模建築物

- ・病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物や学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち、大規模なもの
- ・一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵庫、処理場のうち大規模なもの

○要安全確認計画記載建築物

- ・都道府県又は市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物
- ・都道府県が指定する避難所等の防災拠点建築物

○これらの建築物の所有者は、当該建築物の耐震診断を実施し、その診断結果を所管行政庁に報告しなければならない。

① 多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物の用途及び規模は、法に基づき、以下のとおりとします。

表－耐震改修促進法により定義される建築物の用途・規模要件

用 途		特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
幼稚園、幼児連携型認定こども園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
小学校等	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)	階数2以上かつ3,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム その他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター その他これらに類する施設		
学 校	幼稚園、幼児連携型認定こども園及び小学校等を除く		
	ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設		
	病院、診療所		
	劇場、観覧場、映画館、演芸場		
	集会場、公会堂		
	展示場		
	卸売市場		
	百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗		
	ホテル、旅館		
	賃貸住宅 <sup>※</sup> (共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿		
	事務所		
	博物館、美術館、図書館		
	遊技場		
	公衆浴場		
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール その他これらに類するもの		
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行 その他これらに類するサービス業を営む店舗		
工 場	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。		
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		
	体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 (法第14条第2号)	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	階数1以上かつ5,000㎡以上 (敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)
	地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物 (法第14条第3号)	耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)	要 安 全 確 認 計 画 ( 法 第 7 画 条 ) 耐震改修促進計画で指定する耐震診断義務付け路線の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)
	防災上重要な建築物		都道府県耐震改修促進計画で指定する防災拠点である建築物(避難所、災害拠点病院など)

※1 賃貸住宅は「住宅」としても対象建築物に位置づけています。

② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の危険物の種類及び数量は、法に基づき、以下のとおりとします。

表-法 14 条第 2 号（政令第 7 条第 2 項第 1 号～第 10 号）

法	政令第7条 第2項	危険物の種類	数 量
第14条第2号	第1号	火薬	10t
		爆薬	5t
		工業雷管若しくは電気雷管 又は信号雷管	50万個
		銃用雷管	500万個
		実包若しくは空包、信管若しくは火管 又は電気導火線	5万個
		導爆線又は導火線	500km
		信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2t
		その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
	第2号	石油類	危険物の規制に関する政令別表第3の 類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる 品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、 それぞれ同表の指定数量の欄に定める 数量の10倍の数量
		消防法第2条第7項に規定する危険物 (石油類を除く)	
	第3号	危険物の規制に関する政令別表第4 備考第6号に規定する可燃性固体類	30t
	第4号	危険物の規制に関する政令別表第4 備考第8号に規定する可燃性液体類	20m <sup>3</sup>
	第5号	マッチ	300マッチトン <sup>※1</sup>
	第6号	可燃性ガス (第7号、第8号に掲げるものを除く)	2万m <sup>3</sup>
第7号	圧縮ガス	20万m <sup>3</sup>	
第8号	液化ガス	2,000t	
第9号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する 毒物（液体又は気体のものに限る）	20t	
第10号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する 劇物（液体又は気体のものに限る）	200t	

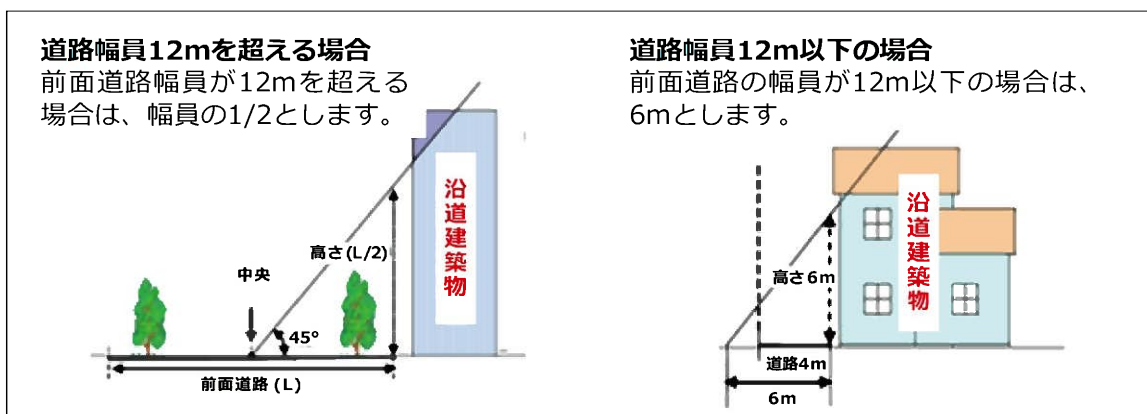
※1 マッチトンはマッチの計量単位。1 マッチトンは、並型マッチ（56×36×17 mm）で、7200 個、約 120 kg。

### ③ 通行障害既存耐震不適格建築物

通行障害既存耐震不適格建築物は、法に基づき、以下のとおりとします。

通行障害建築物（地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物<sup>※</sup>）であって、既存耐震不適格建築物であるもの。

※ 政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、当該前面道路の幅員に応じて定められる距離（前面道路幅員が12mを超える場合は幅員の1/2、前面道路幅員が12m以下の場合は6m）を加えたものを超える建築物とします。



#### ■ 対象となる道路（法第5条第3項第2号及び第3号並びに第6条第3項）

法第5条第3項第2号及び第3号において、県は建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路について、県計画へ記載し、施策を定めることができるとされています。

本計画では、県計画との整合を図った上で、法第5条第3項第2号及び第3号の規定に基づき定める道路並びに法第6条第3項の規定に基づき定める道路を、以下のとおりとします。

#### 法第5条第3項第2号の規定に基づき定める道路（県計画）

愛知県地域防災計画で定める緊急輸送道路のうち、第1次緊急輸送道路を基本に、広域的な避難、救助活動の観点から、沿道建築物の耐震化に緊急かつ重点的に取り組む路線。

#### 法第5条第3項第3号の規定に基づき定める道路（県計画）

愛知県地域防災計画で定める緊急輸送道路のうち、法第5条第3項第2号の規定に基づき定める道路以外の道路

- 県指定第1次緊急輸送道路  
県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路
- 県指定第2次緊急輸送道路  
第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路

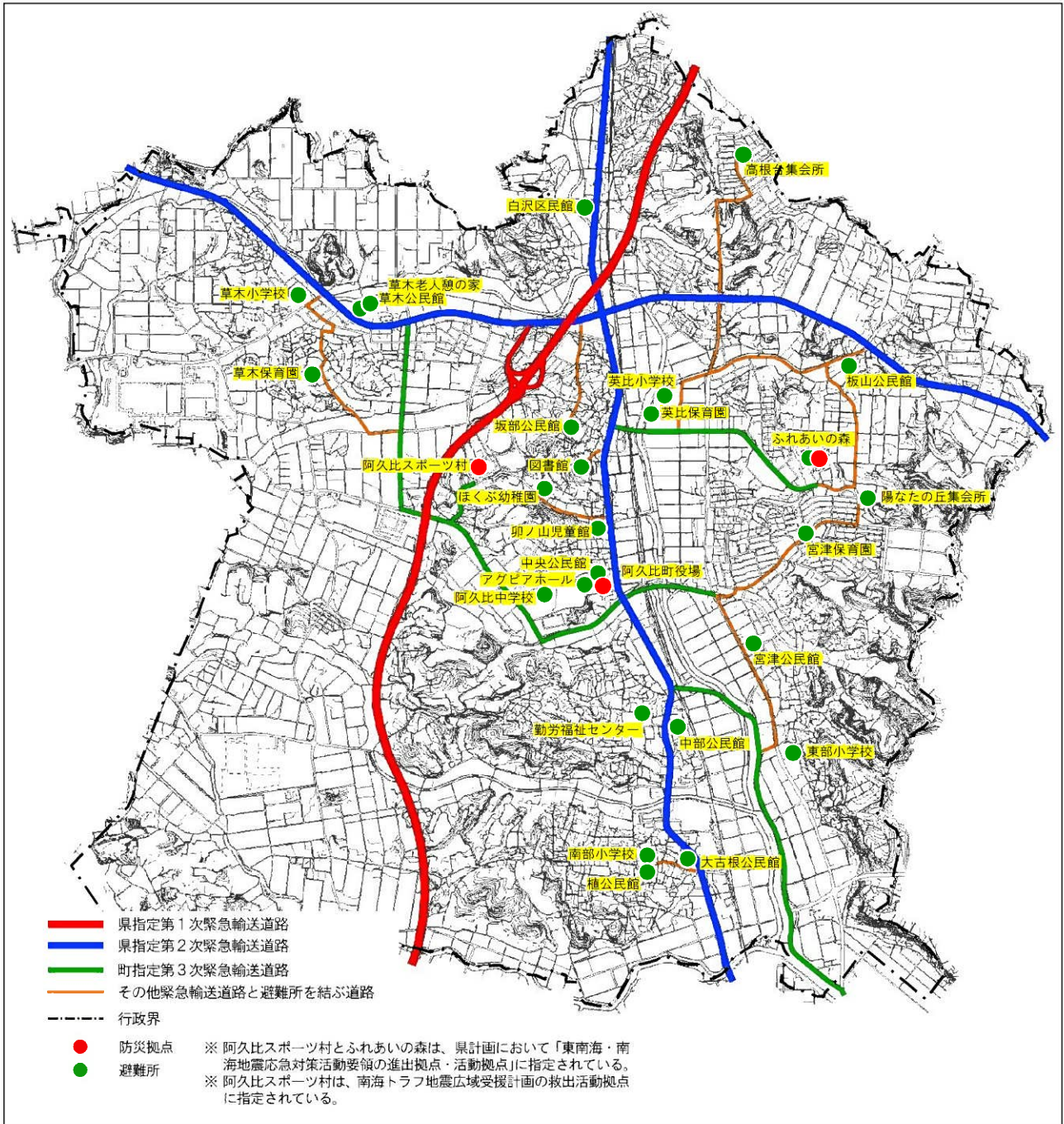
#### 法第6条第3項の規定に基づき定める道路（本計画）

- 阿久比町地域防災計画に定める「町指定第3次緊急輸送道路」と、本計画に定める「緊急輸送道路と避難所を結ぶ道路」を、法第6条第3項2号の耐震診断を義務化しない道路とします。
- 阿久比町地域防災計画や周辺の市町との整合を図りながら、法第6条第3項1号の耐震診断を義務化する道路の指定を検討します。

※ 県指定第1次・第2次緊急輸送道路と連絡し、町内の緊急輸送を担う道路として、町指定第3次緊急輸送道路を指定しています。

※ 本町では災害時の避難路の指定は特にしていませんが、災害時には各地域の避難所へ各々被害の少ない道路を利用して避難することになります。本計画においては、多数の者の円滑な避難や物資輸送に必要な道路として「緊急輸送道路と避難所を結ぶ道路」を定め、「町指定第3次緊急輸送道路」とあわせて、地震発生時に幹線的な役割を果たす、通行を確保すべき道路とします。

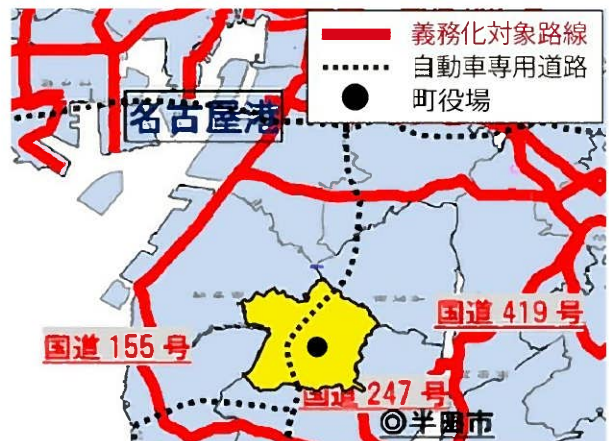
図－地震発生時に通行を確保すべき道路



【耐震診断義務付け路線】

県では法第5条第3項第2号の規定に基づき耐震診断義務付け路線を指定していますが、本町には該当する路線がありません。（右図参照）

また、法第6条第3項第1号の規定に基づき本町が耐震診断義務付け路線を指定する場合、県指定路線と接続するためには周辺の市町を経由する必要があります。したがって、現時点において、本町として耐震診断義務付け路線の指定は行いません。



## 🏠 2-2 建築物の耐震化の現状と目標

### ◆ 1 本町内の建築物の耐震化の現状

建築物の構造耐力に関しては、建築基準法及び建築基準法施行令で定められています。

これらの法令は逐次改正されてきましたが、特に耐震性に関しては、昭和56年（1981年）6月に大きく改正されました。

この基準によって建築された建築物は、阪神・淡路大震災等その後の大きな地震でも概ね耐震性を有するとされており、一方、この改正の前に建築された建築物は、阪神・淡路大震災等の地震で大きな被害を受けたものが多く、耐震性に疑問があるとされています。

#### (1) 住宅の耐震化の状況

令和2年（2020年）1月時点の町内における住宅の耐震化の状況は、住宅総数10,942戸のうち、耐震性があると判断されるものは、9,256戸となっており、**84.6%の住宅で耐震性があると推計**されています。

しかし、耐震性がないと判断される住宅が1,686戸存在することから、これらの住宅の耐震化を促進することが重要です。

表－本町における耐震性のある住宅の割合

単位：戸

構造	調査年	全戸数 ①	耐震性あり			耐震性なし (新耐震以前住宅) ⑤ = ① - ②	耐震化率 ⑥ = ② / ①
			② = ③ + ④	新耐震住宅 ③	新耐震以前の住宅で耐震化されたもの ④		
木造	平成 19 年 (2007 年)	5,740	3,540	3,060	480	2,200	61.7%
	平成 27 年 (2015 年)	6,480	4,830	4,050	780	1,650	74.5%
	<b>令和 2 年 (2020 年)</b>	<b>7,746</b>	<b>6,155</b>	<b>5,115</b>	<b>1,040</b>	<b>1,591</b>	<b>79.5%</b>
非木造	平成 19 年 (2007 年)	2,790	2,540	1,760	780	250	91.0%
	平成 27 年 (2015 年)	3,510	3,330	2,530	800	180	94.9%
	<b>令和 2 年 (2020 年)</b>	<b>3,196</b>	<b>3,101</b>	<b>2,471</b>	<b>630</b>	<b>95</b>	<b>97.0%</b>
住宅 合計	平成 19 年 (2007 年)	8,530	6,080	4,820	1,260	2,450	71.3%
	平成 27 年 (2015 年)	9,990	8,160	6,580	1,580	1,830	81.7%
	<b>令和 2 年 (2020 年)</b>	<b>10,942</b>	<b>9,256</b>	<b>7,586</b>	<b>1,670</b>	<b>1,686</b>	<b>84.6%</b>

上段：当初計画  
中段：前回改定  
下段：今回改定



参考：住宅戸数の集計について

住宅戸数は、令和2年（2020年）1月現在の課税台帳のデータを基本に集計しました。課税台帳は、課税の対象となる個々の建築物について計上されているため、用途や地番等から集計を行い、可能な限り世帯(戸)に近づくよう、以下のとおり集計しました。

- ・用途が、土蔵、物置等付属屋は集計から除きました。
- ・戸建て住宅等で1敷地にいくつかの課税対象建築物がある場合、床面積の大きいものとししました。
- ・賃貸共同住宅については、国勢調査の建て方別世帯数をもとに、1世帯あたりの住戸面積（58㎡/世帯）を算出し、逆算して住宅戸数を算出しました。

参考：耐震化率について

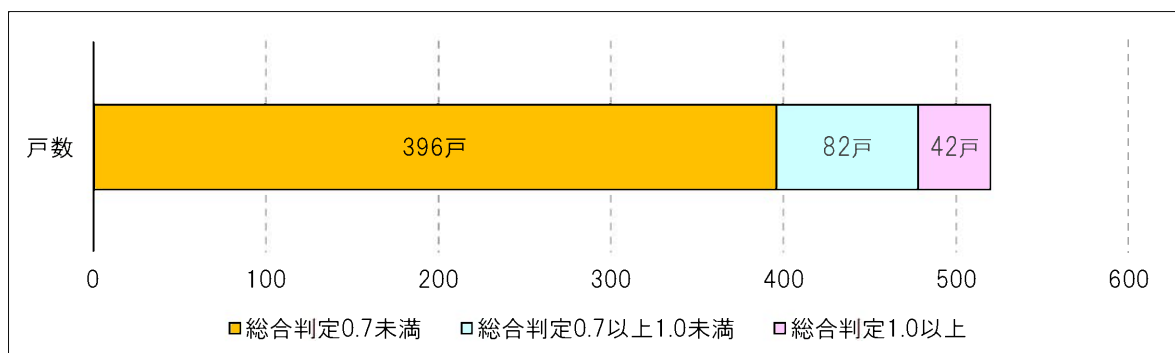
- ・当初計画では、木造は本町の平成15年（2003年）～平成18年（2006年）における耐震診断の判定結果より設定し、非木造は国の推計値を採用しました。
- ・前回の改定では、当初計画の昭和56年（1981年）5月以前に着工した耐震性ありの住宅に、当初計画以降の住宅・土地統計調査（平成20年（2008年）・平成25年（2013年））の耐震改修工事件数を追加して耐震化率を算出しました。
- ・今回の改定では、さらに、住宅・土地統計調査（平成30年（2018年））の耐震改修工事件数を追加して耐震化率を算出しました。

参考：本町における木造住宅の耐震診断事業・耐震改修費補助事業の実施状況

本町では、旧基準木造住宅（昭和56年（1981年）5月31日以前着工）を対象に、平成15年度（2003年度）から「木造住宅耐震診断事業」を、平成16年度（2004年度）から「木造住宅耐震改修費補助事業」を実施しています。これにより、令和元年度（2019年度）末までに520戸の耐震診断が実施され、そのうち106戸の耐震改修に対して補助が行われています。

その結果、耐震診断を実施した木造住宅520戸のうち396戸（76.2%）が「倒壊する可能性が高い」、82戸（15.8%）が「倒壊する可能性がある」、42戸（8.1%）が「一応倒壊しない、又は倒壊しない」と判断されています。また、耐震改修費補助対象工事費は平均して約289万円という結果となっています。

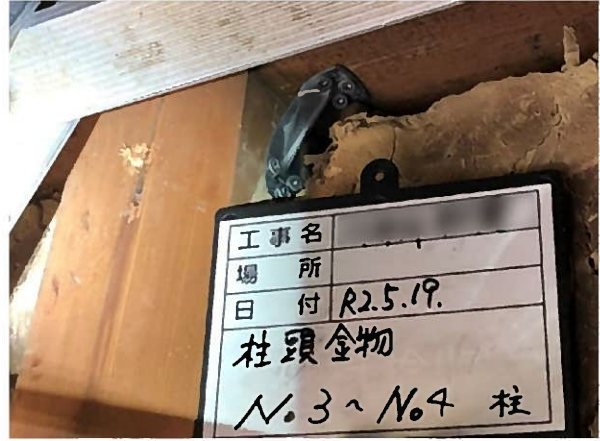
- 木造住宅耐震診断の結果
- 全体520戸（平成15年度（2003年度）～令和元年度（2019年度）分累計）



- 木造住宅耐震改修費補助事業の状況
- 全体106戸（平成16年度（2004年度）～令和元年度（2019年度）分累計）
- 耐震改修費補助対象工事費 平均 約289万円



住宅の耐震改修（着手前）



住宅の耐震改修（金物による柱頭部補強金具設置）



住宅の耐震改修（壁下地補強：筋交い・アングル）



住宅の耐震改修（構造用合板設置：12mm）

## (2) 多数の者が利用する建築物（法第14条第1号）の耐震化の状況

令和2年度（2020年度）時点の本町における、法第14条第1号に規定する多数の者が利用する建築物の耐震化の状況は、耐震化率（それぞれの対象となる建築物の合計に対し、昭和56年（1981年）6月以降の建築物及び昭和56年（1981年）5月以前の建築物のうち耐震化が確認されている建築物の割合）が95%であり、耐震性が確認されていない建築物の棟数は民間建築物の2棟となっています。

表－本町における法第14条第1号に規定する建築物の耐震化の状況

分類	調査年	建築年別（件）				合計 ③	耐震化率 (①+②)/③
		昭和56年 (1981年)6月 以降の建築物 ①	昭和56年(1981年) 5月以前の建築物		合計 ③		
			耐震性あり※1 ②	耐震性なし※2			
公共建築物	平成19年 (2007年)	5	12	4	8	17	53%
	平成27年 (2015年)	5	11	11	0	16	100%
	<b>令和2年 (2020年)</b>	<b>7</b>	<b>11</b>	<b>11</b>	<b>0</b>	<b>18</b>	<b>100%</b>
うち町有 建築物	平成19年 (2007年)	5	9	4	5	14	64%
	平成27年 (2015年)	5	8	8	0	13	100%
	<b>令和2年 (2020年)</b>	<b>7</b>	<b>8</b>	<b>8</b>	<b>0</b>	<b>15</b>	<b>100%</b>
民間建築物	平成19年 (2007年)	20	12	0	12	32	63%
	平成27年 (2015年)	18	9	3	6	27	78%
	<b>令和2年 (2020年)</b>	<b>17</b>	<b>5</b>	<b>3</b>	<b>2</b>	<b>22</b>	<b>91%</b>
合計	平成19年 (2007年)	25	24	4	20	49	59%
	平成27年 (2015年)	23	20	14	6	43	86%
	<b>令和2年 (2020年)</b>	<b>24</b>	<b>16</b>	<b>14</b>	<b>2</b>	<b>40</b>	<b>95%</b>

上段：当初計画  
中段：前回改定  
下段：今回改定

※1 耐震性あり＝耐震化が確認されている建築物

※2 耐震性なし＝耐震化が確認されていない建築物

※3 耐震化率算定の継続性を確保するため、公共建築物では阿久比高校については従来通り3棟を3件として算定。英比小学校は2棟を2件として算定している。

※4 民間建築物で、建物は残っているが営業を休止しているものは、「多数の者が利用する建築物」に該当しないため、除いている。



防災拠点の建て替え（旧庁舎） 資料：阿久比町



防災拠点の建て替え（新庁舎） 資料：阿久比町

### (3) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（法第14条第2号）の耐震化の状況

法第14条第2号に規定する用途の建築物のうち、昭和56年（1981年）5月以前の建築物が1棟あります。

表－本町における法第14条第2号に規定する建築物数

分類	調査年	対象建築物（棟）		
			昭和56年 (1981年) 6月以降の建築物	昭和56年 (1981年) 5月以前の建築物
危険物貯蔵 処理施設	平成19年 (2007年)	2	1	1
	平成27年 (2015年)	2	1	1
	<b>令和2年 (2020年)</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>1</b>

上段：当初計画  
中段：前回改定  
下段：今回改定

**(4) 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物（法第14条第3号）の耐震化の状況**

法第14条第3号に規定する建築物の耐震化の状況は以下のとおりです。前回改定（平成27年（2015年））以降、合計では、昭和56年（1981年）5月以前の建築物が10棟減少し、昭和56年（1981年）6月以降の建築物が7棟増えたことから、耐震化率が68.7%から75.6%となりました。

町内には、県が指定した計画耐震診断義務付け路線はありませんが、県指定第2次緊急輸送道路沿道の建築物について、県からの情報提供を受け、既存耐震不適格建築物とされていた24棟の現地調査を実施しました。

その結果、建築物の高さ、前面道路までの水平距離、前面道路の幅員に基づく判定により、地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのある、通行障害建築物4棟を確認しました。

表－本町における法第14条第3号に規定する建築物数

分類	調査年	対象建築物（棟）			耐震化率
		昭和56年（1981年）6月以降の建築物	昭和56年（1981年）5月以前の建築物		
県指定（第2次）緊急輸送道路沿道	平成19年（2007年）	58	34	24	58.6%
	平成27年（2015年）	61	38	23	62.3%
	<b>令和2年（2020年）</b>	<b>59</b>	<b>40</b>	<b>19</b>	<b>67.8%</b>
町指定緊急輸送道路等沿道	平成19年（2007年）	86	58	28	67.4%
	平成27年（2015年）	73	54	19	74.0%
	<b>令和2年（2020年）</b>	<b>72</b>	<b>59</b>	<b>13</b>	<b>81.9%</b>
合計	平成19年（2007年）	144	92	52	63.9%
	平成27年（2015年）	134	92	42	68.7%
	<b>令和2年（2020年）</b>	<b>131</b>	<b>99</b>	<b>32</b>	<b>75.6%</b>

※1 建築年不明については耐震性なしに含めた。

上段：当初計画  
中段：前回改定  
下段：今回改定

表－通行障害既存不適格建築物（県指定第2次緊急輸送道路）

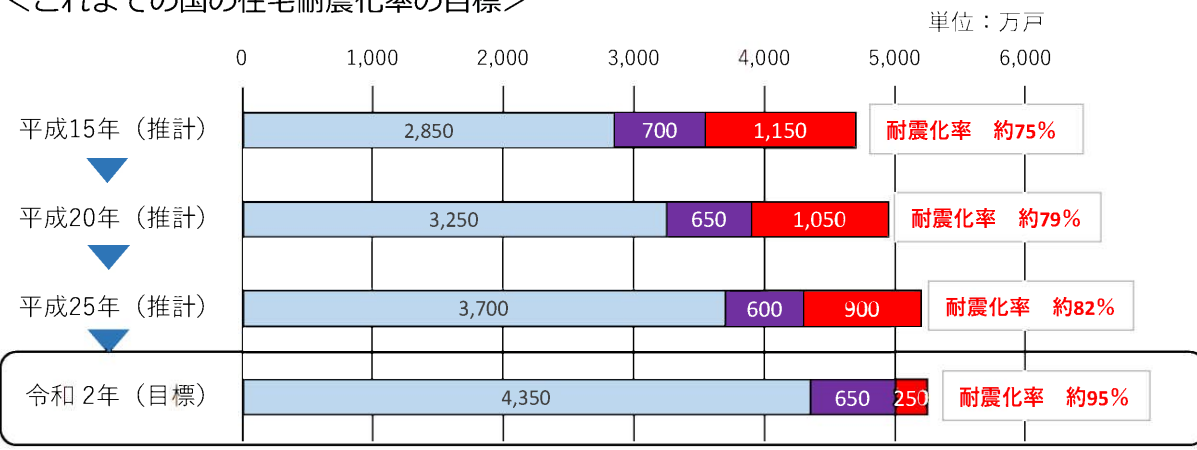
単位：棟					
	調査年	調査対象建築物数	改築	除去	通行障害建築物の判定
旧耐震建築物とされたもの	令和2年（2020年）	24	1	2	4

※1 調査は、県の報告により、既存耐震不適格建築物とされたものを対象に実施した。

※2 通行障害建築物の判定は、政令に基づき、建築物の高さ、前面道路までの水平距離、前面道路の幅員に基づき実施した。

参考：国が示す「住宅・建築物の耐震化の現状と目標」

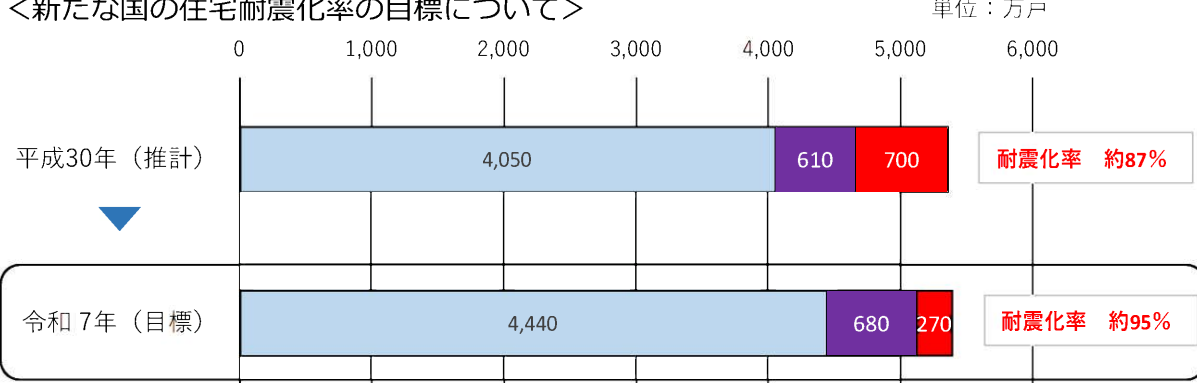
＜これまでの国の住宅耐震化率の目標＞



□ S57以降・耐震性あり    ■ S56以前・耐震性あり    ■ S56以前・耐震性不足

**令和7年(目標)：耐震性を有しない住宅ストックの比率→概ね解消**

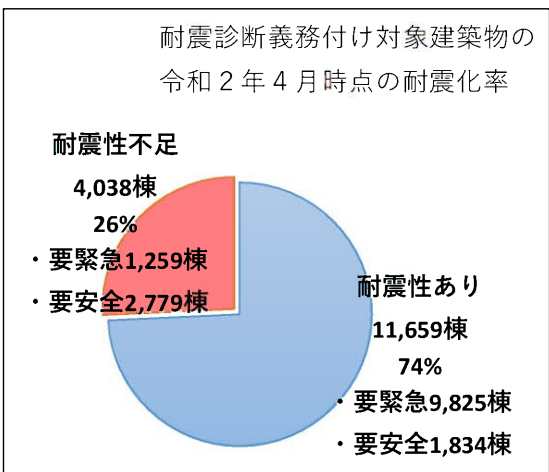
＜新たな国の住宅耐震化率の目標について＞



□ S57以降耐震性あり    ■ S56以前耐震性あり    ■ S56以前耐震性不足

**令和12年(目標)：耐震性を有しない住宅ストックの比率→概ね解消**

＜新たな国の建築物（住宅以外）の耐震化率の目標について＞



**令和7年(目標)**  
耐震性が不十分な建築物は耐震診断義務付け対象建築物を概ね解消

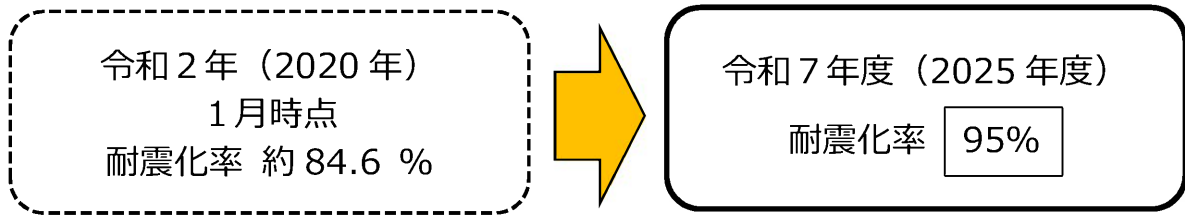
※耐震診断義務付け対象建築物は、旧耐震基準で建築されたもののみが対象であり、新耐震基準建築物は含まれない。また、左記棟数は、令和2年4月に耐震診断結果等が公表されているものに限る。

資料：住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会とりまとめ：令和2年（2020年）5月

## ◆ 2 耐震化の目標設定の考え方

国の研究会のとりまとめの趣旨及び改定が予定されている県計画との整合を図りつつ、住宅の耐震化率の目標を定めます。また、建築物については、町内に昭和56年（1981年）5月以前の建築物で耐震診断義務付けの対象となる建築物の耐震改修は完了しているため、従来通り多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標を定めます。

## ◆ 3 住宅の目標



住宅については、新たな国の住宅耐震化率の目標や県の耐震化目標を踏まえ、令和7年度（2025年度）までの耐震化の目標を95%とします。なお、住宅は戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅を対象に目標を定めます。

本町の住宅戸数は、令和2年（2020年）1月時点で10,942戸となり、耐震化率は84.6%と推計されます。

令和7年（2025年）の住宅戸数は11,100戸になると国立社会保障・人口問題研究所の人口推計結果から推計されています。<sup>\*1</sup> 令和2年（2020年）1月時点で耐震性を有する住宅戸数は9,256戸ですが、令和7年（2025年）の耐震化率95%の目標を達成するためには、新築、建替え、自主的な耐震改修により639戸<sup>\*2</sup>が耐震性を有することになると推計されたことから、650戸については、耐震化を促進する施策を講じる必要があります。

表－住宅の目標

単位：戸

分類	令和2年（2020年）		令和7年（2025年）		
	現況		住宅戸数 (推計 <sup>*1</sup> ) ①	目標	
	住宅戸数	耐震化率		耐震化率 ②	耐震性を有する住宅戸数の目標 ③ = ① × ②
木造住宅	7,746	79.5%	7,900	93.5%	7,390
非木造住宅	3,196	97.0%	3,200	98.6%	3,155
計	10,942	84.6%	11,100	95.0%	10,545

分類	耐震性を有する住宅戸数の目標			
	③	現況で耐震性のある住宅戸数 ④	施策を講じなくても耐震化される住宅戸数 <sup>*2</sup> ⑤	施策を要する住宅戸数 ⑥ = ③ - ④ - ⑤
木造住宅	7,390	6,155	585	650
非木造住宅	3,155	3,101	54	0
計	10,545	9,256	639	<b>650</b>

◀◀ 第2章 計画の基本的事項 ▶▶

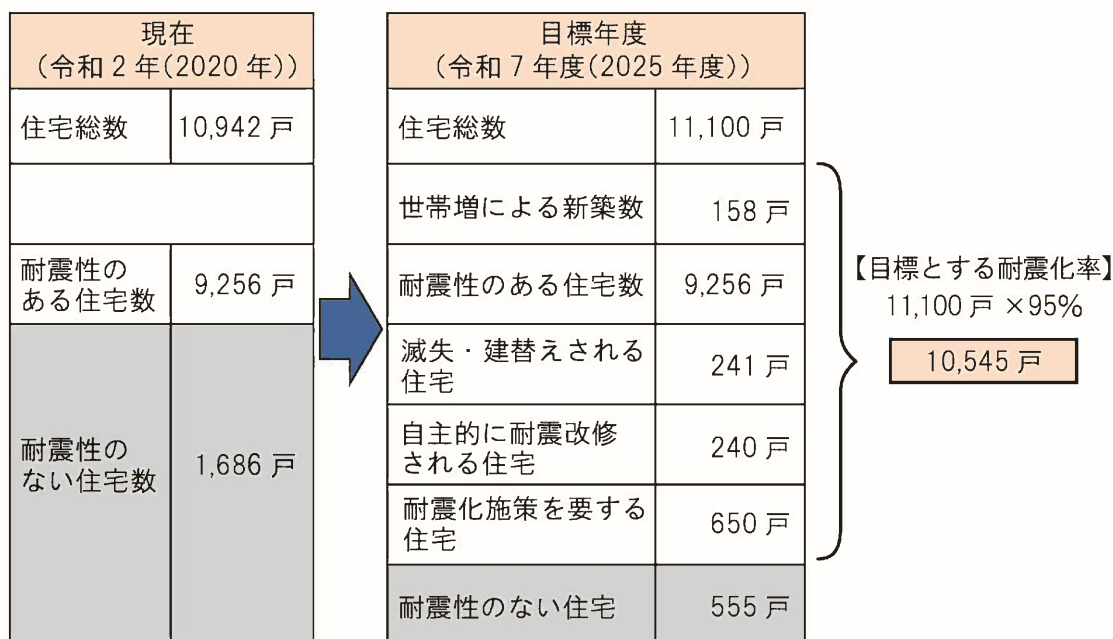
※1 令和7年（2025年）の住宅戸数の推計方法

①国立社会保障・人口問題研究所の人口推計結果より、年齢別・男女別世帯主率の推移から令和7年（2025年）の世帯数を推計
②平成19年（2007年）、27年（2015年）、令和2年（2020年）の住宅総数/世帯数の平均割合により、令和7年（2025年）の住宅戸数を推計
③令和2年（2020年）の木造・非木造割合の推移から按分

※2 施策を講じなくても耐震化される住宅戸数の推計方法

①令和2年（2020年）から令和7年（2025年）に増加すると見込まれる住宅戸数は、新耐震建築物であるため耐震性がある	158戸
②平成20年（2008年）と平成30年（2018年）の住宅・土地統計調査（県全体）より、滅失される割合を算出し、滅失住宅戸数を推計（滅失住宅は、建替え住宅に置き換える）	241戸
③平成20年（2008年）、25年（2013年）、30年（2018年）の住宅・土地統計調査（阿久比町データ）より、15年間に自主的に耐震改修された住宅数から年平均値を算出。耐震化される割合を算出し、その住宅戸数を推計	240戸
合 計	639戸

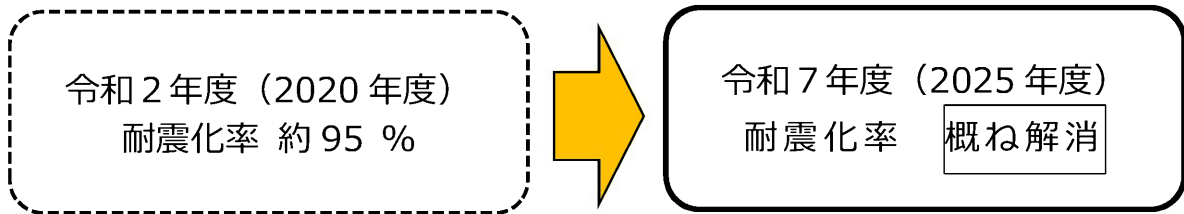
図－住宅の目標（イメージ）





## ◆ 4 建築物の目標

### (1) 多数の者が利用する建築物の目標



多数の者が利用する建築物のうち、公共建築物については、令和2年度（2020年度）時点で耐震化率100%となっています。民間建築物についても、令和7年度（2025年度）までに公共建築物と合わせて多数の者が利用する建築物は、耐震性が不十分なものを概ね解消することを目標とします。

また、用途分類毎の耐震化の目標は「表－多数の者が利用する建築物の目標」に示すとおりです。

### (2) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の目標

耐震性のない火薬類、石油類その他政令で定める危険物の貯蔵場又は処理場については、県や対象建築物の所有者と連携し、特定既存耐震不適格建築物の解消に努めます。

### (3) 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の目標

県計画で定められた第1次・第2次緊急輸送道路沿道の特定既存耐震不適格建築物等については、県と連携し、県が設定する目標に基づき耐震化を促進していきます。

本計画に定めた町指定緊急輸送道路等沿道の特定既存耐震不適格建築物については、上記第1次・第2次緊急輸送道路沿道の特定既存耐震不適格建築物等の耐震化目標の設定方針に従い目標を設定し、これを達成するよう耐震化を図ります。

### (4) その他の建築物の目標

その他の建築物についても、県と連携し積極的に耐震化を図ります。

表－多数の者が利用する建築物の目標

分類		平成 27 年度（2015 年度）			現況 （令和 2 年度（2020 年度））			目標年度 （令和 7 年度（2025 年度））			
		公共 建築物	民間 建築物	全 体	公共 建築物	民間 建築物	全 体	公共 建築物	民間 建築物	全 体	
① 災害心急対策活動に必要な公共及び民間施設	災害心急対策の指揮、情報伝達などをする建築物 （庁舎、警察署、消防署、保健所等）	100%	－	100%	100%	－	100%	100%	－	100%	
		1/1	0/0	1/1	3/3	0/0	3/3	3/3	0/0	3/3	
	地域防災計画有り	救護建築物（災害拠点病院、救急病院、救急診療所）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	
	避難所指定の建築物 （学校、幼稚園、保育所、集会所、公会堂、老人福祉センター、体育館等）	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
		12/12	1/1	13/13	20/20	2/2	22/22	20/20	2/2	22/22	
	地域防災計画無し	災害時要援護者のための建築物（老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉施設等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	
		避難所指定のない教育建築物（学校、幼稚園、保育所）	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
		3/3	2/2	5/5	3/3	2/2	5/5	3/3	2/2	5/5	
救護建築物（救急病院、救急診療所）※1	－	100%	100%	－	100%	100%	－	100%	100%		
	0/0	5/5	5/5	0/0	4/4	4/4	0/0	4/4	4/4		
② ①以外の公共施設	公共建築物（博物館、美術館、図書館、体育館、集会所、公会堂等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
		0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	
	上記以外の公共建築物 （公営住宅を除く）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
		0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	
	公営住宅	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
		0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	
③ ①以外の民間施設	民間建築物（劇場、映画館、百貨店、ホテル、飲食店等）	－	100%	100%	－	100%	100%	－	100%	100%	
		0/0	7/7	7/7	0/0	7/7	7/7	0/0	7/7	7/7	
	賃貸共同住宅※2	－	50%	50%	－	75%	75%	－	100%	100%	
		0/0	6/12	6/12	0/0	6/8	6/8	0/0	6/6	6/6	
合 計	100%	78%	86%	100%	91%	96%	100%	100%	100%		
	16/16	21/27	37/43	26/26	21/23	47/49	26/26	21/21	47/47		

上段：耐震化率 四捨五入

下段：（耐震化されている建築物棟数）／（多数の者が利用する建築物棟数）

※1 救護建築物では、1つの病院が休院中となったため、棟数が1減少した。

※2 平成 27 年度（2015 年度）の算定で、会社の寮が民間建築物で算定されていたため、賃貸共同住宅に変更した。

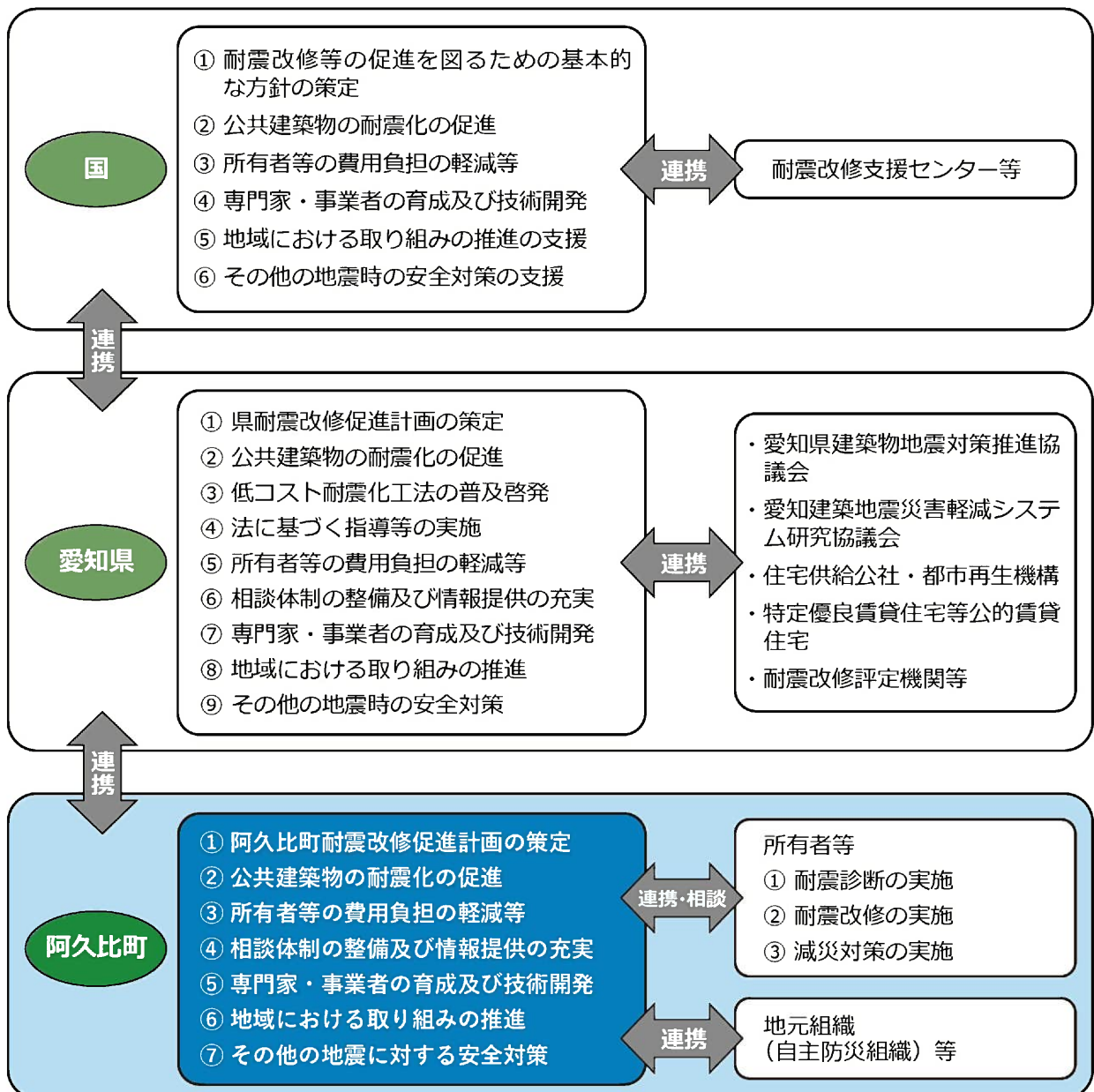
## 第3章 耐震化及び減災化促進の基本的な方策

### 3-1 耐震化及び減災化に向けた役割分担

住宅・建築物の耐震化及び減災化を促進するためには、まず、住宅・建築物の所有者等が地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

本町は、本計画で示している耐震化目標を実現するため、こうした所有者等の取り組みをできる限り支援します。また、これまで以上に迅速に耐震化を確実に実行していくという観点から、国や県と役割分担を図りながら、所有者等にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築などに取り組み、耐震化の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本とします。

図－国・愛知県・阿久比町・所有者等の役割分担



---

---

## 🏠 3-2 促進体制

---

---

### ◆ 1 耐震化促進の体制整備

住宅・建築物の円滑な耐震化の促進のため、関連する機関や団体等と連携して指導等を進めるとともに、本計画の進捗状況等の情報を共有して計画的に耐震化に取り組みます。

#### (1) 愛知県との連携

法の規定により、耐震改修促進のための指導等（指導・助言、指示、公表、勧告・命令）は、所管行政庁が行うことと定められており、本町内における指導等は県が行うこととなります。

本町では、県と連携して対象建築物の耐震化を促進します。

#### (2) 公共施設管理者間の連携

多数の者が利用する建築物のうち、災害応急活動に必要な建築物など特に耐震化を優先すべき建築物には、一部に本町以外の公共機関が所有する公共建築物も含まれていますが、平成27年度（2015年度）時点ですべて耐震化されています。

このため、本町では、これらの公共施設管理者と協調・連携して、地震発生時の安全対策に取り組みます。

#### (3) 協議会の取り組み

県では、「建築物の総合的な地震対策の推進を図るため、耐震診断や耐震改修等の普及・啓発等、建築物の震前対策の推進と、地震により被災した建築物及び宅地の危険性を判定する被災建築物応急危険度判定制度及び被災宅地危険度判定制度の適正な運用と連携を図ることにより、県民生活の安全に資する」ことを目的として、県、本町を含む県内全市町村及び（公社）愛知建築士会を始め11の建築関係団体で構成される「愛知県建築物地震対策推進協議会」（以下「推進協議会」という。）が設置されています。

本町では、今後も耐震化促進の体制の一翼として、住宅や建築物の所有者に対する啓発・普及活動や、専門家の育成等を一層推進していきます。

## ◆ 2 耐震診断・耐震改修の相談窓口の充実

本町では、建設環境課の窓口において、住宅・建築物の耐震化をはじめ、建築全般について相談窓口を設置し、相談に応じています。

今後も、既存の相談窓口を通して、耐震診断・耐震改修の相談に応じるとともに、県及び関係団体との共同開催による耐震改修相談会等において、耐震化の相談に応じるほか、減災化対策の相談にも対応するなど、窓口機能の充実を図っていきます。



耐震改修無料相談会 資料：阿久比町

## 🏠 3-3 重点的に耐震化を進める区域の設定

### ◆ 1 重点的に耐震化を進める区域

地震発生時に大きな被害が想定される区域において耐震化を重点的に促進していくことは、町全域について平均的に耐震化を進めるよりも、被害軽減の上で効果が高いと考えられます。そのため、地震により大きな被害が発生することが想定される区域を、「重点的に耐震化を進める区域」とすることを検討します。

当初計画策定時点においては、過去の地震の被害実態をもとにした計測震度と建物全壊率との関係を利用し、計測震度等から建築物の被害を算出し、全壊率が高い区域について、重点的に耐震化を進めることとしていました。今回の改定においても、施策の継続性を踏まえ、当初計画での全壊率が高い区域を踏襲し、昭和56年（1981年）5月以前（旧耐震基準）の木造住宅割合等を鑑みながら、より優先すべき区域を検討していきます。

### ◆ 2 重点的に耐震化を進める区域に対する取組方針

耐震化を進める上では、自治会等と連携していくことが不可欠となります。こうした取り組みについて、「重点的に耐震化を進める区域」を含む地区を対象に進めていきます。

## 3-4 減災化の促進と関連する安全対策

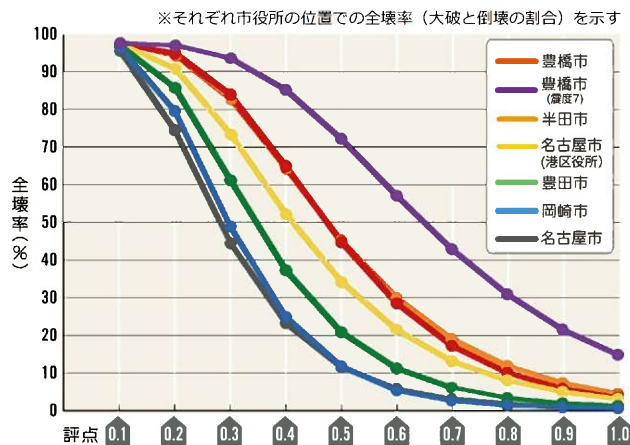
### ◆ 1 段階的耐震改修・耐震等関連事業に係る補助金代理受領制度の促進

木造住宅の耐震改修が進まない原因の一つとして、工期や工事費の面で負担が大きいためにあげられます。また、県の実績から、大掛かりな耐震改修工事が必要となる耐震診断の判定値が悪いものほど、耐震改修されない傾向にあります。一方、既往の研究から、判定値0.7以上にする耐震改修であれば、必要な耐震性能は満たさないものの、住宅の全壊率が大きく低減され、減災効果が得られることがわかってきました。

そこで、一度に判定値1.0以上にする耐震改修の促進とともに、耐震改修工事を1段階目に判定値0.7以上、2段階目に判定値1.0以上にするような段階的耐震改修についての助成制度を整備します。

また、令和2年度（2020年度）に創設された耐震等関連事業に係る補助金において、申請者の一時的な負担を軽減するための補助金代理受領制度の周知を図ります。

図-東南海・東海連動地震が発生した際の評点別全壊率



出典：木造住宅の耐震リフォーム  
 (監修・制作：名古屋工業大学 井戸田研究室・寺田研究室/名古屋大学 森研究室/株式会社えびす建築研究所)

### ◆ 2 耐震シェルター等の設置

住宅の地震対策は、耐震化が最も効果的ですが、費用などの面でそれが難しい場合もあります。近年は、住宅が倒壊しても一定の空間を確保することで命を守る耐震シェルターや耐震ベッドなど、比較的安価で効果的な地震対策が注目されるようになってきました。

そのため、本町では、住宅の耐震化を促進するとともに、これらの対策について周知を図ります。

### ◆ 3 家具の転倒防止対策

建物が十分に耐震化されていても、家具等の転倒防止策が行われていない場合、建物に特別な被害がないにもかかわらず、家具の転倒や散乱によって、逃げ遅れたり死傷の原因となることが考えられます。

そのため、本町では、地震発生時の家具転倒事故防止のために、家具転倒防止金具を無償で取り付けています。

また、だれでもすぐに取り組める地震対策として、家具の転倒防止に関する情報をパンフレットやホームページを活用して住民に周知するとともに、地域主体による家具の安全対策の取り組みの促進を図ります。

■ 対象となる世帯

・町内に住所を有し、次のいずれかに該当して取り付けを希望する世帯

- ① 満65歳以上の高齢者のみで構成される世帯
- ② 身体障害者手帳「3級」以上の者が属する世帯
- ③ 精神障害者保健福祉手帳「3級」以上の者が属する世帯
- ④ 療育手帳「B判定」以上の者が属する世帯
- ⑤ 母子世帯で義務教育就学中又は就学以前の子供が属する世帯（義務教育終了後の子供がいる場合を除く。）
- ⑥ 愛知県特定疾患医療給付を受給している者のうち、重症患者の認定を受けている者が属する世帯

上記①～⑥に準ずる世帯で、障害者手帳等の交付を受けていない世帯で、税法上の特別障害者控除に該当する者が属する世帯

■ 受付窓口

・防災交通課防災係

■ 対象となる家具

・利用頻度の高い寝室、居間等に置かれた洋服ダンス、和ダンス、整理ダンス等の家具に1世帯4点まで。（家電や仏壇は除く。）

■ 取り付け金具

・金具の種類は、町が指定するチェーン及び固定金具とし、家具及び壁等に固定できるもの。

◆ 4 ブロック塀等の安全対策

ブロック塀等は、地震発生時に倒壊すると、その下敷きになり死傷者が発生したり、倒れた塀が道路を塞ぎ、避難や救助・消火活動に支障をきたすこととなります。

また、ブロック塀等のほかにも、倒壊の危険性があるものが多くあります。これらの危険性について、住民に周知を図ります。

特に、ブロック塀等については、法施行令の改正に伴い、町内における住宅や事業所等から地域防災計画に掲げる避難所や避難地等に至る経路（建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路）などを対象に、撤去費用の助成制度が創設されました。今後は制度の周知を図りつつ、地震による倒壊の被害や避難時等の通行の妨げとなることを防止します。



図-ブロック塀点検啓発チラシ  
発行：愛知県建築物地震対策推進協議会

## ◆ 5 建築物の敷地の安全対策

谷や沢を埋めた造成宅地または傾斜地盤上に腹付けした造成宅地においては、盛土内部の脆弱面を滑り面とする盛土の大部分の変動や、盛土と地山との境界面等における盛土全体の地すべりの変動(滑動崩落)を生ずるなど、造成宅地における崖崩れ又は土砂の流出による災害が考えられます。

本町では、県と協力して、このような大規模盛土造成地の調査を行い、大規模盛土造成地マップを作成、公表して周知を図るなど建築物の敷地の安全対策を推進していきます。

また、「土砂災害危険箇所」等については、「阿久比町防災マップ」や本町のホームページ等を通じ、周知を図ります。

## ◆ 6 窓ガラス・天井の落下防止対策

窓ガラスや建築物内のつり下げ天井等は、建築物の耐震構造にかかわらず、落下や飛散等により人に被害を発生させる危険性があります。平成26年(2014年)4月1日には、天井の脱落防止措置について建築基準法施行令の一部を改正する政令が施行されました。

これを踏まえ、窓ガラスやつり下げ天井、看板等の落下による危険性をパンフレット等で住民に周知するとともに、窓ガラスへの飛散防止フィルムの貼り付けなど、安全対策の手法などについても周知を図ります。

## ◆ 7 エレベーターの安全対策

地震発生時にエレベーターが緊急停止し、エレベーター内に人が閉じ込められるなどの事例が発生しています。平成26年(2014年)4月1日には、エレベーター、エスカレーター等の脱落防止措置について、建築基準法施行令の一部を改正する政令が施行されました。

これを踏まえ、地震時のエレベーターの運行方法や閉じこめられた場合の対処方法について利用者に周知を図るとともに、関係団体と協力して地震発生時における安全装置の設置を促進します。



## 第4章 住宅の耐震化促進

### 🏠 4-1 耐震化の普及・啓発

#### ◆ 1 地震防災マップの作成・配布

住民や建築物の所有者等に地震災害に対する危険性を認識してもらい、地震防災対策が自らの問題・地域の問題として意識できるよう、本町では、「阿久比町防災マップ」に地震による危険性の程度を示す資料を掲載し、情報提供を行っています。

図－阿久比町防災マップ（一部抜粋）



#### ◆ 2 耐震診断ローラー作戦等

木造住宅の耐震化は、倒壊被害を最小限度にとどめるために最も重要であるため、旧耐震基準で建築された木造住宅で、まだ耐震診断を受診していない住宅の所有者を対象に、ダイレクトメール等により定期的な普及・啓発に努めます。

これらの周知を徹底するため、県や関係団体、自治会等と連携を図ります。

#### ◆ 3 阿久比町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの策定

本計画に定めた住宅の耐震改修の目標達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化の促進、耐震診断実施者に対する耐震化の促進、改修事業者の技術力向上、住民への周知・普及等の充実を図ることが重要であることから、「阿久比町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定することとします。

なお、本プログラムは、毎年度、住宅耐震化に係る取り組みを位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を推進することを目的とします。

## 🏠 4-2 耐震化促進のための支援制度

住宅の耐震診断及び耐震改修の実施に対する補助や助成、税の優遇措置など次に示す支援施策を進め、耐震化の促進を図ります。

### ◆ 1 耐震診断・耐震改修に係る補助・助成制度

本町では、これまでも旧耐震基準による（昭和56年（1981年）5月31日以前に着工された）民間木造住宅については、無料耐震診断や耐震改修費補助の支援を行ってきました。今後は、非木造住宅についても新たな支援制度を検討し、国や県とともに住宅の耐震化の支援に努めます。

P33・34に補助事業の概要を掲載します。

図－耐震改修啓発チラシ

表－本町における無料耐震診断及び耐震改修費補助等（令和2年度（2020年度））

無料耐震診断 (専門家を派遣)	対象となる 建築物	・昭和56年5月31日以前に建築(着工)された木造住宅 (在来軸組構法及び伝統構法の戸建、長屋、併用住宅及び共同住宅で、 2階建て以下)
耐震改修費 補助	対象となる 建築物	①昭和56年5月31日以前に建築(着工)された木造住宅 ②耐震診断の結果、総合判定が1.0未満であること ③耐震診断の判定値に0.3以上を加算して、耐震改修工事後総合判定が 1.0以上となる耐震改修工事であること ④阿久比町耐震シェルター設置費補助金又はその他の補助制度に基づ く補助金を受けていないこと
	助成額	①耐震改修工事費及び改修設計費を合計した額で、100万円を限度とす る。ただし、耐震改修工事費の8割を超えない額を限度とする ②租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額
	補助金の 交付金額	・助成額から、②の額を差し引いた額
除却費補助	対象となる 建築物	①昭和56年5月31日以前に建築(着工)された木造住宅 ②前年度までに実施した耐震診断の結果、総合判定が1.0未満であるこ と ③阿久比町民間木造住宅耐震改修費補助金又はその他の補助制度に基 づく補助金を受けていないこと
	補助金の 交付金額	・旧耐震基準の部分を含む1戸全てを解体、運搬及び処分する除却工事 に要する一切の費用とし、20万円を限度とする
耐震シェルター 設置費補助	対象となる 建築物	①昭和56年5月31日以前に建築(着工)された木造住宅 ②耐震診断の結果、総合判定が0.4未満であること ③過去に補助金を受けて、耐震シェルターの設置をしていないこと ④阿久比町民間木造住宅耐震改修費補助金又はその他の補助制度に基 づく補助金を受けていないこと
	補助金の 交付金額	・公的機関により耐震実験を行い、安全性の評価を受けた耐震シェルタ ーであると町長が認める耐震シェルターの購入、運搬、整備及び床の 補強工事に要する費用とし、25万円を限度とする ただし、町長が認める耐震シェルターとは、愛知県住宅・建築物安 全ストック形成事業費補助金交付要綱 第2編 第2 第20号の規定 により県知事の認めるものとする
ブロック塀等撤去 費補助	対象となる もの	①コンクリートブロック、レンガ、天然石等を用いた組積造の塀(門柱 を含む)で道路面からの高さが1m以上であること。ただし、擁壁上 部に造られている場合は、道路面からの高さが1m以上かつ天端(擁 壁上部)からの高さが60cm以上であること ②一団の土地において、建築基準法(昭和25年法律第201号)第42 条に規定する道路に接面する場所に存するブロック塀等をすべて撤 去すること ③一団の土地において、国その他地方公共団体のブロック塀等の撤去に 関する補助金を受けていないこと
	補助金の 交付金額	・ブロック塀等の撤去に要した経費又は撤去したブロック塀等の延長 に1m当たり1万円を乗じて得た額のいずれか少ない額の2分の1 の額とし、20万円を限度とする
耐震関連事業に 係る補助金代理 受領制度	概要	・耐震関連事業の申請者の一時的な負担を軽減するため、工事及び委託 に係る契約を締結した事業者が、申請者の委任を受け、当該補助金の 受領を行うことができる制度
	対象となる 事業	①耐震改修費補助 ②耐震シェルター設置費補助

表－現行の愛知県における民間住宅耐震診断費補助事業・民間住宅耐震改修費補助事業の例

名称	概要	補助率等	要件
木造住宅耐震診断費補助事業	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅に対して、市町村は無料で専門家を派遣して耐震診断を行う	対象：階数が2以下で、在来軸組構法及び伝統構法の戸建、長屋、併用住宅及び共同住宅 補助割合：国1/2 県1/4 市町村1/4	住宅・建築物安全ストック形成事業等
住宅耐震改修費補助事業	昭和56年5月31日以前に着工された住宅の耐震改修の費用の一部を補助する	対象：耐震診断結果が1.0未満の戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅 補助割合：国1/2 県1/4 市町村1/4	住宅・建築物安全ストック形成事業等
戸建住宅除却費補助事業	昭和56年5月31日以前に着工された住宅の除却の費用の一部を補助する	対象：前年度までに実施した耐震診断結果が1.0未満の戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅 補助割合：国1/2 県1/4 市町村1/4	住宅・建築物安全ストック形成事業等
耐震シェルター設置費補助事業	昭和56年5月31日以前に着工された住宅の耐震シェルター設置の費用の一部を補助する	対象：耐震診断結果が0.4未満の戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅 補助割合：国1/2 県1/4 市町村1/4 (年度末時点で65才以上の者または障がい者のいる世帯) 上記以外 国1/2 市町村1/2	住宅・建築物安全ストック形成事業等
ブロック塀等撤去費補助事業	地震によるブロック塀等の倒壊による被害や避難時等の通行の妨げとなることを防止するため、ブロック塀等の撤去の費用の一部を補助する	対象：道路面からの高さが1m以上 ただし、擁壁上部に造られている場合は、道路面からの高さが1m以上かつ天端（擁壁上部）からの高さが60cm以上 補助割合：国1/3 県1/4 市町村1/4	住宅・建築物安全ストック形成事業等

## ◆ 2 住宅に係る耐震改修促進税制

国の基本方針の目標実現に向けて、耐震性の確保された良質な住宅ストックの形成促進を図るため、①既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除、②既存住宅の耐震改修をした場合の固定資産税の減額措置が「住宅に係る耐震改修促進税制」として講じられています。この制度は、税制改正によって見直しや更新がなされますが、本町では、県と協力し、住民がこれらの税制の特例措置を円滑に活用できるよう、広報等によりPRしていきます。

## ◆ 3 危険空家の対策

耐震基準が満たない老朽家屋が空家として放置されている状態は、地震等の災害時において倒壊による避難経路の閉塞や、火災の延焼、人的被害の要因となる可能性が高く、適切な管理や耐震化を早急に図る必要があります。近年、空家の適切な管理が重要視されており、平成27年（2015年）5月26日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されています。これにより、本町では令和元年度（2019年度）に「阿久比町空家等対策計画」を策定しており、計画に基づく利活用の促進や、法に基づく指導等による適切な管理の促進を図ります。



危険空家の一例 出典：阿久比町空家等対策計画

## 🏠 4-3 低コスト耐震化工法の普及

住宅や建築物の耐震改修を促進するためにはその所要コストを下げ、低廉な費用負担で実施できるようにすることが肝要であり、低コストの耐震改修工法の開発・普及が強く望まれます。

こうしたなか、名古屋大学・名古屋工業大学・豊橋技術科学大学を始めとする大学、県、名古屋市、建築関係団体等により構成される「愛知建築地震災害軽減システム研究協議会」では、低コスト高耐震化工法の開発や耐震補強効果実証実験などに取り組み、木造戸建住宅や共同住宅、学校建築等に活用できるよう研究・開発し、また、これらの技術を広く普及することを目指しています。その活動として、工法評価委員会を開催し、耐震性が向上できる補強方法である工法について、協議会として工法評価することとしています。

県はこれらの成果を受けて、補助対象工法としてPR・普及を図り、低コストの耐震化を推進し、住宅の所有者がより容易に耐震化に取り組めるように図っていくとしています。本町でも、県と協力し、PRしていきます。

---

---

## 🏠 4-4 地域における耐震化の取り組みの促進

---

---

耐震化の促進は、住宅・建築物の個々の所有者等が自主的・積極的に取り組む必要がありますが、建築物等の倒壊や出火、延焼などによる二次災害を防止するためには地域が連携して地震対策に取り組むことが大切です。

本町には23の行政区がありますが、既に全てに自主防災組織が設立されています。また、本町はこれらの自主防災組織への補助金や資機材の助成をはじめ、災害ボランティアの育成や自主防災会研修、防災講演会、防災訓練等の支援を行っています。今後も、これらの組織との連携を強化するとともに、耐震化の促進や自主防災力の向上を支援します。

---

---

## 🏠 4-5 公的機関による改修促進支援

---

---

愛知県住宅供給公社では、耐震診断・耐震改修の支援として、管理者（所有者）からの委託を受けて、共同住宅等の耐震診断及び耐震改修を実施しています。また、団地の居住者の利便に供する建築物及び過去に公社が建設した住宅や共同住宅と一体として建設した建築物についても、委託を受けて、耐震診断及び耐震改修を実施しています。

本町でも、必要に応じてこの仕組みを紹介します。

---

---

## 🏠 4-6 住宅の改修時の仮住居の提供

---

---

住宅の耐震改修工事期間中に居住する仮住居が必要になり、これを個人で探す場合、なかなか確保できないことがあり、耐震改修が進まない原因のひとつになっています。

県では、県内で住宅の所有者が耐震改修を行う際、仮住居の確保が必要となる場合に、特定優良賃貸住宅を始めとした公的賃貸住宅などの活用を図っています。

本町でも、必要に応じてこの仕組みを紹介します。

# 第5章 建築物の耐震化促進

## 🏠 5-1 建築物の耐震化促進

### ◆ 1 町が所有する建築物の耐震化

本町が所有する建築物については、当初計画に基づき耐震化を進めてきた結果、町役場の建築に伴う旧庁舎の除却によって、全ての建築物の耐震化が完了しました。

#### (1) 対象建築物

対象とする建築物は、昭和56年（1981年）5月31日以前に建築された本町が所有する建築物で法第14条第1号の規定に該当する特定既存耐震不適格建築物とします。

#### (2) 対象建築物の状況

令和2年（2020年）3月現在、当初計画における耐震化未対応建築物は、全て解消されています。

表－耐震化計画対象町有建築物の耐震化状況（令和2年（2020年）3月現在）

調整年	昭和56年（1981年）6月以前に建築された町有建築物	耐震診断状況内訳			耐震診断済建築物の内訳		
		未診断棟数（要診断）	今後廃止等予定棟数（診断不要）	耐震診断済棟数	耐震化不要棟数	耐震補強必要	
						耐震化済棟数	耐震化未対応棟数
平成19年（2007年）	9	0	0	9	3	1	5
平成27年（2015年）	8	0	0	8	3	5	0
<b>令和2年（2020年）</b>	<b>8</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>8</b>	<b>3</b>	<b>5</b>	<b>0</b>

上段：当初計画  
中段：前回改定  
下段：今回改定

### ◆ 2 特定既存耐震不適格建築物等の耐震化

県では、建築物に関して、特定既存耐震不適格建築物等の所有者に対して、耐震診断の必要性や支援策を説明し、指導助言を実施して、耐震改修の促進を図ることとしています。

本町においても、必要に応じて、県と連携し、耐震化の促進を検討します。

## 🏠 5-2 特定既存耐震不適格建築物等の耐震化促進のための支援制度

### ◆ 1 耐震診断に係る補助制度

県では、民間の特定既存耐震不適格建築物等について、以下の補助事業制度により耐震化の促進を図っています。

本町においても必要に応じて制度創設を検討します。

#### (1) 建築物耐震診断費補助事業

昭和56年（1981年）5月31日以前に着工された防災上重要な建築物及び特定既存耐震不適格建築物について実施される耐震診断者による診断費の一部を補助します。

- 【対象】 ・ 愛知県地域防災計画に掲載された民間の避難所、救急病院、救急診療所  
・ 法第14条各号の民間建築物

#### (2) 要緊急安全確認大規模建築物耐震診断費補助事業（耐震診断義務付け建築物）

要緊急安全確認大規模建築物について実施される耐震診断者による診断費を補助します。

- 【対象】 ・ 法附則第3条第1項の民間建築物

#### (3) 要安全確認計画記載建築物耐震診断費補助事業（耐震診断義務付け建築物）

防災上重要な建築物、並びに昭和56年（1981年）5月31日以前に着工された通行障害既存耐震不適格建築物について実施される耐震診断者による診断費を補助します。

- 【対象】 ・ 防災上重要な建築物（法第7条第1号の民間建築物）  
・ 昭和56年（1981年）5月31日以前に着工された通行障害既存耐震不適格建築物（法第7条第2号の民間の通行障害既存耐震不適格建築物）

### ◆ 2 耐震改修に係る補助制度

県では、民間の要緊急安全確認大規模建築物等について、以下の補助事業制度により、耐震化の促進を図っています。

本町においても必要に応じて制度創設を検討します。

#### (1) 要緊急安全確認大規模建築物耐震改修費補助事業

要緊急安全確認大規模建築物について実施される耐震改修費の一部を補助します。

- 【対象】 ・ 法附則第3条第1項の民間建築物



## (2) 要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助事業

要安全確認計画記載建築物について実施される耐震改修費の一部を補助します。

【対象】・法第7条各号の民間建築物

### ◆ 3 耐震診断が義務付けられる建築物に係る耐震改修促進税制

耐震診断が義務付けられる建築物で耐震診断結果が報告されたものについては、耐震改修をした場合の所得税・法人税の特別償却や、耐震改修をした場合の固定資産税の減額といった特別措置が講じられています。

本町は県と協力し、住民がこれらの税制の特例措置を円滑に活用できるよう情報提供を行い、耐震化の促進を図ります。

### ◆ 4 認定体制の整備

#### (1) 耐震改修計画の認定

法第17条に基づく耐震改修計画の認定については、所管行政庁である県が適切かつ速やかな実施に努めることとされています。県計画では、建築物の耐震化の円滑な促進を図るため、耐震改修計画の認定について、広く周知し、申請を受理した場合は、耐震認定を行う専門機関と連携し、適切かつ速やかに認定事務を進めるとしています。

本町は県と連携し、耐震改修計画の認定申請がスムーズに行えるよう、体制を整備していきます。

#### (2) 建築物の地震に対する安全性に係る認定

法第22条に基づく建築物の地震に対する安全性に係る認定については、所管行政庁である県が適切かつ速やかな実施に努めることとされています。

本町は県と連携し、本制度の活用が任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう周知を図っていきます。

#### (3) 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

法第25条に基づく区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定については、所管行政庁である県が適切かつ速やかな実施に努めることとされています。

本町は県と連携し、耐震改修の必要性に係る認定がスムーズに行えるよう、体制を整備していきます。

## 第6章 計画の達成に向けて

本計画では、特定既存耐震不適格建築物の中でも、災害応急活動に必要な建築物の耐震化を優先的に促進し、併せて多数の人が利用する公共建築物について、特に耐震化を促進することが重要な建築物として、目標を高く定め、学校等を中心に耐震化を進めてきました。現在、本町では、災害時に重要な役割を果たす町役場や、避難所の機能を持つ多目的ホールなど、防災拠点の整備が完了しました。

住宅の耐震化について、木造住宅の耐震化を促進するため、旧耐震基準で建築された木造住宅で、耐震診断が未実施の住宅所有者を対象にダイレクトメール等により、定期的に普及・啓発を行うとともに、各年度の耐震診断事業や耐震改修費補助事業の実績を踏まえつつ、住宅・土地統計調査の結果を参考に進捗状況の確認とフォローアップを行います。

また、多数の者が利用する民間建築物の耐震化やブロック塀等の安全対策といった取り組みについても、所管行政庁である県と連携し、進捗状況の確認を行い、フォローアップや啓発などを行います。

なお、本計画については、令和7年度（2025年度）の中間時点において、目標の達成状況及び、耐震化率の進捗状況等の確認を行うとともに、社会情勢の変化や国・県の動向、町の関連計画等の整合性なども踏まえ、必要に応じて、計画の見直しを行っていきます。



---

阿久比町耐震改修促進計画改定版  
令和3年3月

阿久比町 建設経済部 建設環境課  
〒470-2292 愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50番地  
TEL : (0569) 48-1111 (代) FAX : 0569-48-0229 (代)  
HP : <http://www.town.agui.lg.jp>

---

